



市 章

大津市公報

令 和 5 年 12 月 25 日
号 外 (第 63 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	次
○ 条 例	
50 大津市グラウンド・ゴルフ場条例	1
51 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
52 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
53 大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例	3
54 大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例	3
55 大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例	4
56 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4
57 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例	6
58 大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	6

条 例

大津市グラウンド・ゴルフ場条例を公布する。
令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第50号

大津市グラウンド・ゴルフ場条例
(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、大津市グラウンド・ゴルフ場（以下「グラウンド・ゴルフ場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 グラウンド・ゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大津大石淀グラウンド・ゴルフ場

位 置 大津市大石淀町737番地の6

(個人使用の使用料等)

第3条 グラウンド・ゴルフ場の個人使用（次条第1項に規定する専用使用以外のグラウンド・ゴルフ場の使用をいう。以下「個人使用」という。）をしようとする者（以下「個人使用者」という。）は、別表第1項に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。

2 市長は、個人使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、個人使用を拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) グラウンド・ゴルフ場の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他グラウンド・ゴルフ場の管理上支障があると認められるとき。

(専用使用の許可等)

第4条 グラウンド・ゴルフ場の専用使用（競技会その他の催事において、特定のものがグラウンド・ゴルフ場の全部又は一部を専用することをいう。以下「専用使用」という。）をしようとする者は、市長に申請し、専用使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、グラウンド・ゴルフ場の管理上必要があると認めるときは、専用使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

2 専用使用の許可を受けることができる時間は、第7条に規定する使用時間とし、毎時0分から始まる1時間を単位とする時間帯について許可を受けるものとする。

3 市長は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、専用使用を許可しない。

4 市長は、専用使用の許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 専用使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前条第2項各号のいずれかに該当したとき。

5 前項の規定により専用使用の許可を取り消した場合において、専用使用者に損害が生じて、市は、その責めを負わない。

6 専用使用者は、専用使用の許可の際に、別表第2項に定める額の使用料を納付しなければならない。
(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料（第3条第1項の使用料及び前条第6項の使用料をいう。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用時間)

第7条 グラウンド・ゴルフ場を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）は、午前9時から午後5時までとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 個人使用に係る使用料

区分	単位	金額	
		市民	市民以外の者
中学生等及び障害者等	1人1回	350円	520円
回数券	11枚綴（1枚の利用は、1人1回）	3,500円	5,250円
一般	1人1回	700円	1,050円
回数券	11枚綴（1枚の利用は、1人1回）	7,000円	10,500円

備考

1 この表中「中学生等」とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。）に在学する生徒、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者

(5) 前各号に規定する者を介護する者（当該各号に規定する者1人につき1人に限る。）

3 この表中「一般」とは、中学生等及び障害者等以外の者をいう。

4 この表中「1回」とは、グラウンド・ゴルフ場の全コース（専用使用をされているコースがある場合にあっては、当該コースを除く。）を1周りすることをいう。この場合において、1回の途中で使用を取りやめた場合（使用時間を超過することにより取りやめた場合を含む。）も、1回とみなす。

2 専用使用に係る使用料

1 コースにつき1時間 2,360円。ただし、専用使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合（入場料等のうち最高額のもので1,500円未満の場合を除く。）又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること（以下「営利等」という。）を目的として使用する場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満の場合 3,540円
- (2) 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上の場合 4,720円
- (3) 営利等を目的として使用する場合（前2号に該当する場合を除く。） 3,540円

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第51号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8の項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第52号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第53号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表児童厚生施設の部大津市立伊香立児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第54号

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例
大津市立老人憩の家条例（昭和57年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表大津市立下龍華老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第55号

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
大津市ふれあいセンター条例（平成23年条例第51号）の一部を次のように改正する。
第2条の表大津市伊香立ふれあいセンターの項及び大津市南ふれあいセンターの項を削る。
別表中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第56号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。
目次中「～第8条」を「―第8条」に、「～第23条の3」を「―第23条の4」に、「～第29条」を「―第29条」に改める。
第9条の3中「及び第18条の3」を「、第18条の3及び第18条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。
第11条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。
第13条の5の2中「及び第18条の3」を「、第18条の3及び第18条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。
第13条の6中「第18条」の次に「及び第18条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。
第18条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。
第18条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。
(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第5項に規定する場合を除き、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。
(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合に該当する場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
2 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の9第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第18条第1項各号に規定する場合に応じたそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の9第2項」と読み替えるものとする。

第23条の3第1項第1号中「氏名」を「世帯主の氏名」に改め、第6章中同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第23条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第57号

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中エをオとし、ウをエとし、同号イ中「者で、」を「者（」に、「していないもの」を「した者にあつては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が政令第6条第3項に定める2級に該当する者に限る。）」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この項において「政令」という。）第6条第3項に定める1級に該当する者

第2条第1項第4号に次のように加える。

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める1級に該当するもの

第2条第1項第5号中「15歳」を「18歳」に改め、同項第8号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する」を削り、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）」を「政令」に改める。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の大津市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第58号

大津市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市空家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第11条中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第13条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。